

独立行政法人空港周辺整備機構情報公開手続に関する規程

平成16年4月1日 規程第38号

改正 平成18年3月31日 規程第8号

改正 平成24年3月26日 規程第5号

改正 令和6年3月22日 規程第10号

(目的)

第1条 この規程は、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号、以下「法」という。）の定めるところにより、独立行政法人空港周辺整備機構（以下「機構」という。）が保有する法人文書（以下「文書」という。）についての情報公開制度を実施するにあたり必要な事項を定め、情報の公開を請求する者にその手続きを示し、制度の円滑な実施を図ることを目的とする。

(用語)

第2条 この規程における用語は、特段の定義がなされない限り、法の定めるところにより解釈するものとする。

(開示請求)

第3条 機構の保有する情報の開示を請求する者（以下「請求者」という。）は、機構の情報公開窓口（以下「窓口」という。）において又は郵便により情報の開示を請求することができる。

2 開示請求にあたっては、原則として文書開示請求書（様式第1号）に必要事項を記載し、窓口へ提出又は送付しなければならない。

3 郵送の場合であって、前項の様式によることができない場合は、法第4条第1項に定められた事項を記載した書面の提出により、文書開示請求書に代えることができる。

(補正)

第4条 前条の請求に形式上の不備がある場合には、機構は、請求者に対し、補正通知書（様式第2号）により通知し、文書開示請求書の記載事項の補正を求めることができる。

2 前項の補正は、請求者自身で行うものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、軽易な内容の補正については、請求者の依頼により機構が補正することができる。その場合、補正内容を反映した文書開示請求書の写しを請求者に送付しなければならない。

(開示決定等の通知)

第5条 機構が、請求のあった文書の全部又は法第6条の規定の適用によりその一部を除いた部分を開示することを決定したときは、請求者に対し、開示決定通知書（様式第3号）の送付により通知しなければならない。

2 機構が、請求のあった文書の全部につき法第5条の規定の適用により不開示とすることを決定したとき、法第8条の規定の適用により請求のあった文書の開示を拒否することを決定したとき又は請求のあった文書を保有していないときは、請求者に対し、不開示決定通知書（様式第4号）の送付により通知しなければならない。

3 前2項の決定通知を受けた請求者は、行政不服審査法に基づく審査請求又は行政事件訴訟法に基づく抗告訴訟をすることができる。

(開示決定等の期限の延長等の通知)

第6条 機構が、法第10条第2項又は法第11条の規定により開示決定の期限を延長する場合、開示決定等の期限延長通知書（様式第5号）の送付により、請求者に通知しなければならない。

(事案の移送)

第7条 請求のあった文書が、法第12条第1項又は第13条第1項に該当する文書である場合には、機構は、他の独立行政法人等又は行政機関に事案の全部又は一部を移送することがある。

2 前項の移送を行う場合に、機構は、移送先の独立行政法人等又は行政機関及び開示請求者に対し開示請求に係る事案移送通知書(様式第6-1号、様式第6-2号)により、それぞれ通知しなければならない。

3 他の独立行政法人等又は行政機関から機構に移送された事案については、機構が移送を受け付けた時点以降、この規程により取り扱う。

(第三者への意見照会)

第8条 請求のあった文書が、法第14条第1項に該当する文書である場合には、機構は、当該文書に情報が含まれる第三者に対し、開示の決定に先立ち意見照会をすることができる。

2 前項の場合に、機構は、当該第三者に対して第三者意見照会書(様式第7-1号、様式第7-2号)により意見照会を行い、文書の開示に関する意見書(様式第8号)による回答を依頼することができる。

(第三者反対意見と開示)

第9条 前条の第三者意見照会の結果、当該第三者により開示に反対する意見が表明された場合であってもなお、機構が開示決定をするときは、機構は、当該第三者に対し第三者情報開示決定通知書(様式第9号)により通知しなければならない。

2 前項の決定通知を受けた第三者は、行政不服審査法に基づく審査請求又は行政事件訴訟法に基づく抗告訴訟をすることができる。

3 前項の審査請求があった場合、機構は、その請求を却下し、または棄却する場合を除き、開示決定した文書の開示の実施停止を決定することがある。この場合、機構は、開示の実施を停止したことを、執行停止決定通知書(様式第10号)により審査請求をした第三者及び請求者に通知しなければならない。

(開示の実施方法等)

第10条 開示決定のあった文書の開示の実施方法については、別表左欄において定める文書の種別ごとに、同表中欄において定める方法により実施する。

2 請求者が窓口における閲覧又は写しの交付を希望する場合、希望する日時を記入した開示の実施方法等申出書(様式第11号)を事前に窓口へ提出し、開示実施の当日に第5条第1項の開示決定通知書を持参し、窓口で担当に呈示しなければならない。

3 請求者が郵送での写しの交付を希望する場合、その旨を記入した前項の様式を事前に窓口あてに送付しなければならない。

4 前2項の申出で希望のあった開示の実施方法等によることが困難な場合、機構は請求者に連絡し、開示の実施方法等について調整することができる。

(閲覧)

第11条 開示決定のあった文書の閲覧は、窓口又は機構の指定する場所において実施する。

2 閲覧に際しては、文書の丁寧な取扱に留意し、文書の改ざん、汚損又は破損するおそれのある行為並びに請求者自身による閲覧資料の写真撮影及びスキャン等の複写行為(手書きメモ作成を除く。)は、禁止する。

3 前項の規定に違反した場合その他担当の指示に従わない場合、機構は文書の閲覧を中止させることができる。

(写しの交付)

第12条 開示決定のあった文書の写しの交付は、窓口において又は郵送により実施する。

2 文書の写しの交付は、請求に係る文書1件につき1部に限る。

3 交付を受けた写しの利用方法については、私的使用のための複製、引用、報道のための利用その他著作権法上認められる利用方法の範囲に限る。

(更なる開示)

第13条 前2条の規定により既に開示が実施された文書について、請求者が再度同一文書の開示を受けることを希望する場合、最初に開示を受けた日から30日以内に限り、更なる開示の申出書(様式第12号)により申し出ることができる。

2 前項の更なる開示の申出に関し、既に開示が実施された文書(その一部につき開示が実施された場合は、当該部分)について実施された方法と同一の方法での開示の申出はできない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。

(審査請求)

第14条 第5条第3項、第9条第2項又は開示請求に係る不作為についての審査請求に対し、法第19条第1項各号及び第20条各号に該当しない場合、機構は、情報公開・個人情報保護審査会に諮問(様式第13号)するとともに、法第19条第2項各号に該当する者に対し、情報公開・個人情報保護審査会諮問通知書(様式第14号)の送付により通知しなければならない。

2 機構は、前項における審査請求がなされた場合、当該請求に対する決定について、審査請求した者に対し、審査請求に係る決定通知書(様式第15号)の送付により通知しなければならない。

3 機構は、前項の決定により第1項の審査請求に係る原決定を取り消し又は変更した場合において、あらたに開示を行う場合には、開示決定通知書または文書の開示の実施方法等通知書(様式第16号)の送付により、審査請求した者に対し通知しなければならない。

(開示請求手数料)

第15条 開示請求に係る手数料(以下「開示請求手数料」という。)は、文書1件につき300円とし、開示請求時に納付しなければならない。

(開示実施手数料)

第16条 開示の実施に係る手数料(以下「開示実施手数料」という。)は、開示を受ける文書1件につき、別表左欄に掲げる文書の種別毎に、同表中欄に掲げる開示の実施方法に応じ、それぞれ同表右欄に定める額(複数の実施方法により開示を受ける場合にあつては、それぞれの実施方法に応じた額を合算して計算する。)とし、開示実施時に納付するものとする。ただし、開示実施手数料

(第13条の規定により更なる開示を受ける場合にあつては、当該開示を受ける場合の開示実施手数料に、既に開示を実施した際の開示実施手数料を加えた額。)が300円に達するまでは無料とし、300円を超えるとき(第13条の規定により更なる開示を受ける場合であつて既に開示を実施した際の開示実施手数料が300円を超えるときは除く。)は当該開示実施手数料から300円を差し引いた額とする。

(納付方法)

第17条 機構は、開示請求手数料、開示実施手数料及び第2項に定める費用の納付方法について、窓口においては現金に限り、郵送の場合は現金書留又は郵便為替の送付に限り、受理するものとする。

2 前項に指定する支払方法に該当しない収入印紙、郵便切手、証紙、その他有価物が請求者より郵送された場合、機構は、その有価物を請求者に返送し、所要の手数料額に当該返送に要した費用を加えた額を必要な手数料額として、支払いを求めるものとする。なお、その間、開示の実施は行わない。

3 一旦受理した開示請求手数料及び開示実施手数料について、機構は、その理由を問わず払い戻しを行わない。

(写しの交付の郵送)

第18条 請求者が、写しの交付の送付を希望する場合、開示請求手数料及び開示実施手数料とは別に

写しの郵送に必要な送料を、現金、郵便為替又は郵便切手により納付しなければならない。

(手数料の減免)

第 19 条 請求者が次の各号に該当する場合には、機構は、法第 17 条第 3 項の規定に基づき、開示実施手数料の減額又は免除することができる。

(1) 経済的困難により開示実施手数料を納付する資力がないと機構が認めるとき（ただし、開示請求 1 件につき 2,000 円を限度とする。）。

(2) 開示決定に係る文書を一定の開示の実施の方法により一般に周知させることが適当であると機構が認めるとき。

2 前項第 1 号の減額又は免除を受けようとする請求者は、開示請求の際に、開示実施手数料の減額（免除）申請書（様式第 17 号）及び前項第 1 号に該当することを証する書面又はその写しを機構に提出しなければならない。

3 機構は、前項の申請が第 1 項第 1 号に該当すると判断した場合には、開示実施手数料の減額（免除）決定通知書（様式第 18 号）の送付により、また、該当しないと判断した場合には、開示実施手数料の減額（免除）について（様式第 18 号の 2）の送付により、請求者に対し通知しなければならない。

(その他)

第 20 条 この規程で特に定めていない事項に関しては、法の定めるところによる。

附 則

この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 平成 18 年 3 月 31 日 規程第 8 号

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 平成 24 年 3 月 26 日 規程第 5 号

この規程は、平成 24 年 7 月 1 日から施行する。

附 則 令和 6 年 3 月 22 日 規程第 号

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

開示実施手数料一覧

別表(第10条関係)

文書の種別	開示の実施の方法	開示実施手数料の額
1 文書又は図画	イ 閲覧	100枚までごとにつき100円
	ロ 撮影した写真フィルムを印画紙に印画したものの閲覧	1枚につき100円に12枚までごとに760円を加えた額
	ハ 複写機により用紙に複写したものの交付(ニに掲げる方法に該当するものを除く。)	用紙1枚につき10円(A2判については40円、A1判については80円)
	ニ 複写機により用紙にカラーで複写したものの交付	用紙1枚につき20円(A2判については140円、A1判については180円)
	ホ 撮影した写真フィルムを印画紙に印画したものの交付	1枚につき120円(縦203ミリメートル、横254ミリメートルのものについては、520円)に12枚までごとに760円を加えた額
	ヘ スキャナにより読み取ってできた電磁的記録をCD-Rに複写したものの交付	CD-R1枚につき100円に当該文書又は図画1枚ごとに10円を加えた額
	ト スキャナにより読み取ってできた電磁的記録をDVD-Rに複写したものの交付	DVD-R1枚につき120円に当該文書又は図画1枚ごとに10円を加えた額
2 マイクロフィルム	イ 用紙に印刷したものの閲覧	用紙1枚につき10円
	ロ 専用機器により映写したものの閲覧	1巻につき290円
	ハ 用紙に印刷したものの交付	用紙1枚につき80円(A3判については140円、A2判については370円、A1判については690円)
3 写真フィルム	イ 印画紙に印画したものの閲覧	1枚につき10円
	ロ 印画紙に印画したものの交付	1枚につき30円(縦203ミリメートル、横254ミリメートルのものについては、430円)
4 スライド	イ 専用機器により映写したものの閲覧	1巻につき390円
	ロ 印画紙に印画したものの交付	1枚につき100円(縦203ミリメートル、横254ミリメートルのものについては、1,300円)
5 録音テープ	イ 専用機器により再生したものの聴取	1巻につき290円
	ロ 録音カセットテープに複写したものの交付	1巻につき430円
6 ビデオテープ又はビデオディスク	イ 専用機器により再生したものの視聴	1巻につき290円
	ロ ビデオカセットテープに複写したものの交付	1巻につき580円
7 電磁的記録	イ 用紙に出力したものの閲覧	用紙100枚までごとにつき200円
	ロ 専用機器により再生したものの閲覧又は視聴	1ファイルにつき410円
	ハ 用紙に出力したものの交付(ニに掲げる方法に該当するものを除	用紙1枚につき10円

	く。)	
	ニ 用紙にカラーで出力したものの交付	用紙1枚につき20円
	ホ CD-Rに複写したものの交付	1枚につき100円に1ファイルごとに210円を加えた額
	へ DVD-Rに複写したものの交付	1枚につき120円に1ファイルごとに210円を加えた額
	ト 幅12.7ミリメートルのオープンリールテープに複写したものの交付	1巻につき7,000円に1ファイルごとに210円を加えた額
	チ 幅12.7ミリメートルの磁気テープカートリッジに複写したものの交付	1巻につき800円(日本工業規格X6135に適合するものについては2,500円、国際規格14,833、15,895又は15,307に適合するものについてはそれぞれ8,600円、10,500円又は12,900円)に1ファイルごとに210円を加えた額
	リ 幅8ミリメートルの磁気テープカートリッジに複写したものの交付	1巻につき1,800円(日本工業規格X6142に適合するものについては2,600円、国際規格15,757に適合するものについては3,200円)に1ファイルごとに210円を加えた額
	ヌ 幅3.81ミリメートルの磁気テープカートリッジに複写したものの交付	1巻につき590円(日本工業規格X6129、X6130又はX6137に適合するものについてはそれぞれ800円、1,300円又は1,750円)に1ファイルごとに210円を加えた額
8 映画フィルム	イ 専用機器により映写したものの視聴	1巻につき390円
	ロ ビデオカセットテープに複写したものの交付	6,800円(16ミリメートル映画フィルムについては13,000円、35ミリメートル映画フィルムについては10,100円)に記録時間10分までごとに2,750円(16ミリメートル映画フィルムについては3,200円、35ミリメートル映画フィルムについては2,650円)を加えた額
9 スライド及び録音テープ	イ 専用機器により再生したものの視聴	1巻につき680円
	ロ ビデオカセットテープに複写したものの交付	5,200円(スライド20枚を超える場合にあっては、5,200円にその超える枚数1枚につき110円を加えた額)
備考 1のハ及びニ、2のハ、又は7のハ及びニの場合において、両面印刷の用紙を用いるときは、片面を1枚として額を算定する。		

文書開示請求書

年 月 日

独立行政法人空港周辺整備機構理事長 あて

氏名又は名称(法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者氏名)

住所又は居所(法人その他の団体にあつては、主たる事務所等の所在地)
〒

TEL ()

連絡先(連絡先が上記の本人以外の場合は、連絡担当者の住所・氏名・電話番号)

TEL ()

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第4条第1項の規定に基づき、下記のとおり文書の開示を請求します。

記

1. 請求する文書の名称等

(請求する文書の特定ができるよう、文書の名称、請求する文書の内容等をできるだけ具体的に記載してください。)

2. 求める開示の実施方法(□にチェックをして下さい。開示決定後に決めることもできます。)

<input type="checkbox"/> 窓口において閲覧を希望 (年 月 日 時頃～ 時頃希望)
<input type="checkbox"/> 窓口において写しの交付を希望 (年 月 日 時頃～ 時頃希望)
<input type="checkbox"/> 写しの送付(郵送)を希望

開示請求手数料 (1件 300円)	<input type="checkbox"/> 窓口において現金 <input type="checkbox"/> 現金書留(郵送に限る) <input type="checkbox"/> 郵便為替(郵送に限る)	領収印欄 (押印無き場合は無効とします。)
----------------------	---	--------------------------

※この欄は記入しないでください。

担 当	総務課 担当者:	受付印欄
備 考		

(情報公開窓口保存3年)

文書開示請求書(請求者控)

年 月 日

独立行政法人空港周辺整備機構理事長 あて

氏名又は名称(法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者氏名)

住所又は居所(法人その他の団体にあつては、主たる事務所等の所在地)

〒

TEL ()

連絡先(連絡先が上記の本人以外の場合は、連絡担当者の住所・氏名・電話番号)

TEL ()

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第4条第1項の規定に基づき、下記のとおり文書の開示を請求します。

記

1. 請求する文書の名称等

(請求する文書の特定ができるよう、文書の名称、請求する文書の内容等をできるだけ具体的に記載してください。)

2. 求める開示の実施方法(□にチェックをして下さい。開示決定後に決めることもできます。)

□窓口において閲覧を希望 (年 月 日 時頃～ 時頃希望)
□窓口において写しの交付を希望 (年 月 日 時頃～ 時頃希望)
□写しの送付(郵送)を希望

Table with 3 columns: 開示請求手数料 (1件 300円), 窓口において現金 / 現金書留(郵送に限る) / 郵便為替(郵送に限る), 領収書印欄 (押印無き場合は無効とします。)

※この欄は記入しないでください。

Table with 3 columns: 担当 (総務課 担当者:), 受付印欄, 備考

(情報公開窓口保存3年)

※裏面の<注意事項>をお読みください。

<注意事項>

1 [氏名又は名称][住所又は居所]

個人で開示請求をする場合は、あなたの氏名、住所又は居所を、法人その他の団体として開示請求する場合は、その名称と代表者の氏名及び所在地を記載してください。

ここに記載された住所及び氏名により、開示決定通知等を行うこととなりますので、正確に記入願います。

連絡等を行う際に必要となりますので、電話番号も記載してください。

2 [連絡先]

上記氏名又は名称と異なる連絡先を希望する場合や法人その他の団体による請求であって連絡先として担当者の指定を行う場合には、連絡担当者の氏名、住所及び電話番号を記載してください。

連絡先に記載がある場合には、こちらの連絡先に開示決定通知等を行うこととなります。

3 [請求する文書の名称等]

開示を請求する文書について、その名称、お知りになりたい情報の内容等をできる限り具体的に記載してください。

4 [求める開示の実施方法]

請求される文書について開示決定がされた場合の、開示の実施の方法(閲覧・写しの交付)及び窓口における開示を希望される場合の希望日についてご希望がありましたら記載してください。

なお、開示の実施の方法については、開示決定後に「開示の実施方法等申出書」の提出により申し出ることができます。

閲覧希望日時につきましては、希望に添えない場合がありますことをあらかじめ御了承ください。その場合、機構から連絡の上、日時を調整させていただきます。

<開示請求手数料について>

開示請求を行う場合には、1件の文書について300円をお支払いいただくことになっています。お支払い方法につきましては、窓口においては現金のみ、郵送の場合は現金書留又は郵便為替に限らせていただきます。なお、この開示請求書の控えをもって領収書に替えさせていただきます。

様式第2号(第4条第1項関係)

番 号
年 月 日

補正通知書

(開示請求者) 様

独立行政法人空港周辺整備機構理事長

年 月 日付けで請求のありました文書開示請求書の記載事項に形式上の不備がありましたので、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第4条第2項の規定に基づき、下記のとおり補正を求めます。

なお、当該補正に要した日数は、開示決定等を行うべき期間(請求日から30日以内)に算入されないこととなっています。

記

補正箇所	
補正理由	
補正期限	年 月 日までをお願いいたします。

<連絡先>

独立行政法人空港周辺整備機構

総務課

〒812-0013福岡市博多区博多駅東2丁目17-5

TEL092-472-4591

開示決定通知書

(開示請求者) 様

独立行政法人空港周辺整備機構理事長

年 月 日付で請求のありました文書の開示について、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第9条第1項の規定に基づき、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する文書の名称:

2 不開示とした部分とその理由:

* この決定に不服がある場合は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、独立行政法人空港周辺整備機構理事長に対して審査請求をすることができます(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。)

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、独立行政法人空港周辺整備機構理事長を被告として、福岡地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、決定があったことを知った日から起算して6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には、処分の取消しを求める訴訟を提起することができなくなります。)

3 開示の実施方法等

(1) 開示の実施方法等

文書の種類・数量等	開示の実施方法	開示実施手数料の額 (算定基準)	文書全体について開示の実施を受けた場合の基本額

(2) 窓口における開示を実施することができる日時、場所

○日時: 年 月 日から 月 日まで(土・日・祝日を除く)の
9:30~11:45、13:00~16:45

○連絡先

独立行政法人空港周辺整備機構情報公開窓口
総務課

〒812-0013

福岡市博多区博多駅東2丁目17-5

TEL092-472-4591

(3) 写しの送付を希望する場合の準備日数、郵送料(見込み額)

※同封の説明事項をお読みください。

<説明事項>

1. 「開示の実施方法等」の選択について

開示の実施方法等については、この通知書を受け取った日から30日以内に、同封した「開示の実施方法等申出書」にて申出を行ってください。

開示の実施方法は、3(1)「開示の実施方法等」に記載されている方法から自由に選択できます。必要な部分のみの開示を受けること(例えば、100頁ある文書について冒頭の10頁のみ「写しの交付」を受ける等)や部分ごとに異なる方法を選択すること(冒頭の10頁は「写しの交付」を受け、残りは閲覧する等)もできます。一旦、閲覧をした上で、後に必要な部分の写しの交付を受けることもできます(ただし、その場合は、最初に閲覧を受けた日から30日以内に、別途「更なる開示の申出書」を提出していただく必要があります。)

窓口における開示の実施を選択される場合は、3(2)「窓口における開示を実施することができる日時、場所」に記載されている日時から、ご希望の日時を選択してください。記載された日時に都合のよいものがない場合は、お手数ですが下記の情報公開窓口までご連絡下さい。なお、開示の実施の準備を行う必要がありますので、「開示の実施方法等申出書」は開示を受ける希望日の3日前(土・日・祝日を除く)には、当方に届くようにご提出願います。

2. 開示実施手数料の算定について

(1) 手数料額の計算方法

開示実施手数料は、選択された開示の実施方法に応じて、定められた算定方法に従って基本額(複数の実施方法を選択した場合はそれぞれの合算額)を計算し、その額が300円までは無料、300円を超える場合は当該額から300円を差し引いた額となります。

(2) 手数料の減免

生活保護を受けているなど経済的困難により手数料を納付する資力がないと認められる方については開示請求1件につき2,000円を限度として、手数料の減額又は免除を受けることができます。減額又は免除を受けたい方は、「開示実施手数料の減額(免除)申請書」を提出してください。

(3) 手数料の納付

窓口において閲覧または写しの交付を希望される方は、手数料を公開当日持参し、お支払いください。なお、郵送による写しの交付を希望される場合は、開示実施手数料を現金書留または郵便為替にて、郵送していただくこととなります。その他に郵送料が必要です。

3. その他

- ・窓口にて文書の開示を受ける際には、本通知書を御持参ください。
- ・開示の実施方法等、開示実施手数料の算定、審査請求の方法等について、ご不明な点等がございましたら、下記の情報公開窓口までお問い合わせください。

○連絡先

独立行政法人空港周辺整備機構情報公開窓口

総務課

〒812-0013

福岡市博多区博多駅東2丁目17-5

TEL092-472-4591

不開示決定通知書

(開示請求者) 様

独立行政法人空港周辺整備機構理事長

年 月 日付で請求のありました文書の開示について、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第9条第2項の規定に基づき、その全部を開示しないことと決定しましたので、通知します。

記

1 開示請求のあった文書の名称

2 開示しないこととした理由

* この決定に不服がある場合は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、独立行政法人空港周辺整備機構理事長に対して審査請求をすることができます(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。)

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、独立行政法人空港周辺整備機構理事長を被告として、福岡地方裁判所に処分取消しの訴えを提起することができます(なお、決定があったことを知った日から起算して6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には、処分の取消しを求める訴訟を提起することができなくなります。)

○連絡先

独立行政法人空港周辺整備機構情報公開窓口

総務課

〒812-0013

福岡市博多区博多駅東2丁目17-5

TEL092-472-4591

開示決定等の期限延長通知書

(開示請求者) 様

独立行政法人空港周辺整備機構理事長

年 月 日付けの文書の開示請求については、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第10条第2項又は同法第11条の規定に基づき、下記のとおり開示決定等の期限を延長させていただくこととしましたので通知します。

記

1. 開示請求のあった文書の名称

2. 適用する法律の条項及びその理由

適用条項: ①法第10条第2項
理 由:

②法第11条

3. 開示決定等を行う期限

法第10条第2項適用の場合 請求から60日以内(年 月 日)

法第11条適用の場合 年 月 日

(年 月 日までに可能な部分について開示決定等を行い、残りの部分については、上に記載する時期までに開示決定等を行う予定です。)

○連絡先

独立行政法人空港周辺整備機構情報公開窓口

総務課

〒812-0013

福岡市博多区博多駅東2丁目17-5

TEL092-472-4591

開示請求に係る事案移送通知書

他の独立行政法人等
及び行政機関の長 様

独立行政法人空港周辺整備機構理事長

年 月 日付けで開示請求のあった事案については、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第12条第1項(第13条第1項)の規定により、下記のとおり移送します。

記

開示請求に係る文書	開示請求書に記載されている文書の名称等 (一部を移送する場合には、開示請求のあった事案のうち、及び に係る文書)
請求者名等	住 所: 氏 名: 電話番号:
添付資料等名	・開示請求書 ・移送前に行った行為の概要記録 ・ ・
備 考	(複数の他の独立行政法人等及び行政機関の長に移送する場合には、その旨)

○連絡先

独立行政法人空港周辺整備機構情報公開窓口

総務課

〒812-0013

福岡市博多区博多駅東2丁目17-5

Tel092-472-4591

開示請求に係る事案移送通知書

(開示請求者) 様

独立行政法人空港周辺整備機構理事長

年 月 日付けで開示請求のありました事案については、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第12条第1項(第13条第1項)の規定により、下記のとおり移送しましたので通知します。

記

開示請求に係る文書	開示請求書に記載されている文書の名称等 (一部を移送する場合には、開示請求のあった事案のうち、及び に係る文書)
移送年月日	年 月 日
移送先の情報	独立行政法人等(行政機関の長) (連絡先) 担当部課(室)名: 担当者名 : 所在地 : 電話番号 :
移送の理由	
備 考	1. 移送した事案に係る開示決定等及び開示の実施は、移送先の独立行政法人等(行政機関の長)が行うこととなります。 2. 機構に対しすでに支払われた開示請求手数料分の開示実施手数料からの控除に関する取り扱いについては、移送先の独立行政法人等(行政機関の長)の定めるところによります。 3. 機構から複数の行政機関の長に移送が行われた場合(機構自身も開示決定等を行う場合を含む)における開示実施手数料の300円の控除に関する取り扱いについては、開示決定等が早く行われた文書に係る開示実施手数料から順次控除されることとなります。

○連絡先

独立行政法人空港周辺整備機構情報公開窓口

総務課

〒812-0013

福岡市博多区博多駅東2丁目17-5

TEL092-472-4591

第三者意見照会書

(第三者) 様

独立行政法人 空港周辺整備機構理事長

(あなた、貴社等)に関する情報が記録されている下記の文書について、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第4条の規定に基づく開示請求があり、当該文書について開示決定を行うに際し、同法第14条第1項の規定に基づき、ご意見を伺うこととしました。

つきましては、当該文書を開示することについてご意見がある場合は、同封の「文書の開示に関する意見書」の様式によりご提出していただきますようお願いいたします。

なお、提出期限までに同意見書のご提出をいただかなかった場合には、特にご意見がないものとして取り扱わせていただきます。

記

1. 開示請求のあった文書の名称
2. 開示請求の年月日 年 月 日
3. 上記文書に記録されている(あなた、貴社等)に関する情報の内容
4. 意見書の提出先
独立行政法人空港周辺整備機構情報公開窓口
総務課
〒812-0013
福岡市博多区博多駅東2丁目17-5
TEL092-472-4591
5. 意見書の提出期限 年 月 日までをお願いします。
6. その他

第三者意見照会書

(第三者) 様

独立行政法人空港周辺整備機構理事長

(あなた、貴社等)に関する情報が記録されている下記の文書について、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第4条の規定に基づく開示請求があり、当該文書について開示決定を行いたいと考えております。

つきましては、同法第14条第2項の規定に基づき、ご意見を伺いますので、当該文書を開示することについてご意見がある場合は、同封の「文書の開示に関する意見書」の様式によりご提出していただきますようお願いいたします。

なお、提出期限までに同意見書のご提出をいただかなかった場合には、特にご意見がないものとして取り扱わせていただきます。

記

1. 開示請求のあった文書の名称
2. 開示請求の年月日 年 月 日
3. 法第14条第2項第1号又は第2号の規定の適用区分及び当該規定を適用する理由
4. 上記文書に記録されている(あなた、貴社等)に関する情報の内容
5. 意見書の提出先
独立行政法人空港周辺整備機構情報公開窓口
総務課
〒812-0013
福岡市博多区博多駅東2丁目17-5
TEL092-472-4591
6. 意見書の提出期限 年 月 日までをお願いします。
7. その他

文書の開示に関する意見書

独立行政法人空港周辺整備機構理事長 あて

氏名又は名称
住所又は居所
連絡先電話番号
法人の場合担当者部署、氏名

年 月 日付で照会のあった下記の文書の開示について、次のとおり意見を提出します。
記

1. 照会のあった文書の名称

2. 意見

(1) 上記文書の開示による支障(不利益)の有無
有 ・ 無

(2) 支障(不利益)の具体的内容

第三者情報開示決定通知書

(反対意見書を提出した第三者) 様

独立行政法人空港周辺整備機構理事長

(あなた、貴社等)から 年 月 日付けで「文書の開示に関する意見書」の提出がありました文書について、下記のとおり開示決定しましたので、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第14条第3項の規定に基づき通知します。

記

1. 開示決定した文書の名称

2. 開示することとした理由

3. 開示を実施する日 年 月 日()以降

※ 法令上、開示決定した日から、開示実施まで二週間を置くこととされているため、開示を実施する日は、二週間経過した以降の日付としております。

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、独立行政法人空港周辺整備機構理事長に対して審査請求をすることができます(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。)

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、独立行政法人空港周辺整備機構理事長を被告として、福岡地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、決定があったことを知った日から起算して6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には、処分の取消しを求める訴訟を提起することができなくなります。)

<連絡先>

独立行政法人空港周辺整備機構情報公開窓口

総務課

〒812-0013

福岡市博多区博多駅東2丁目17-5

TEL092-472-4591

様式第10号(第9条第3項関係)

番 号
年 月 日

執行停止決定通知書

審査請求をした第三者
及び開示請求者 様

独立行政法人空港周辺整備機構理事長

「
」に関する文書開示決定(年 月 日付け 文書番号)については、
行政不服審査法第25条の規定に基づき、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

<連絡先>

独立行政法人空港周辺整備機構情報公開窓口
総務課

〒812-0013

福岡市博多区博多駅東2丁目17-5

TEL092-472-4591

開示の実施方法等申出書

-

独立行政法人空港周辺整備機構理事長 あて

氏名又は名称
住所又は居所
連絡先電話番号
法人の場合は担当者部署・氏名

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第15条第3項の規定に基づき、下記のとおり申出をします。

記

1. 開示決定通知書の年月日及び文書番号

年 月 日

文書番号

2. 希望する開示の実施方法

- ① 窓口における閲覧(視聴)
全部・一部(具体的な範囲:)
- ② 窓口における写しの交付
全部・一部(具体的な範囲:)
- ③ 郵送による写しの交付
全部・一部(具体的な範囲:)

3. 実施の希望日(窓口における場合のみ)

年 月 日午前(午後) 時 分 ~ 午前(午後) 時 分までの間

(記入上の注意)

- * 1 各欄に必要な事項を記入し、該当する番号等を○で囲んでください。
- 2 希望する開示の実施方法は、開示決定通知書に記載されている方法から選択してください。
- 3 開示の実施にあたっては、所定の手数料が必要となります。郵送の場合は、別途送料が必要となります。
- 4 実施の希望日は、開示決定通知書に記載されている日のうちから選択してください。
- 5 この申出書は、開示決定の通知があった日から30日以内に提出してください。なお、その期間内に提出できない場合は、情報公開窓口にご連絡してください。

更なる開示の申出書

独立行政法人空港周辺整備機構理事長 あて

氏名又は名称
住所又は居所
連絡先電話番号

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第15条第5項の規定に基づき、下記のとおり申出をします。

記

1. 更なる開示を求める文書の名称
2. 開示決定通知書の年月日及び文書番号
年 月 日
文書番号
3. 最初に開示を受けた日 年 月 日
4. 更なる開示の実施方法
 - ① 窓口における閲覧(これまでに閲覧が行われていない部分であって、写しの交付もされていない部分に限ります。)
具体的な範囲:
 - ② 窓口における写しの交付(これまでに写しの交付がされていない部分に限ります。すでに閲覧した部分でも構いません。)
具体的な範囲:
 - ③ 郵送による写しの交付(これまでに写しの交付がされていない部分に限ります。すでに閲覧した部分でも構いません。)
具体的な範囲:
5. 更なる開示の実施希望日(窓口における場合に限る。)
年 月 日 午前(午後) 時 分～ 午前(午後) 時 分までの間

様式第13号(第14条第1項関係)

番 年 月 日

諮問書

情報公開・個人情報保護審査会 様

独立行政法人空港周辺整備機構理事長

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第9条の規定に基づく開示決定等について、別紙のとおり審査請求があったので、同法第19条第1項の規定に基づき諮問します。

(別紙)

1 審査請求に係る 文書の名称	
2 審査請求に係る開示 決定等 (開示決定等の種類) <input type="checkbox"/> 開示決定 <input type="checkbox"/> 部分開示決定 (該当不開示条項) <input type="checkbox"/> 不開示決定 (該当不開示条項)	(1) 開示決定等の日付、文書番号 (2) 開示決定等をした者 (3) 決定の概要
3 審査請求	(1) 審査請求日 (2) 審査請求人 (3) 審査請求の趣旨
4 諮問の理由	
5 参加人等	
6 添付書類等	(1) 文書開示請求書の写し (2) 開示決定等通知書の写し (3) 審査請求書の写し (4) 理由説明書 (5) その他参考資料(第三者からの反対意見書等)

審査会諮問通知書

(審査請求人等) 様

独立行政法人空港周辺整備機構理事長

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第9条の規定に基づく開示決定等に対する次の審査請求について、同法第19条第1項の規定により情報公開・個人情報保護審査会に諮問したので同法第19条第2項の規定により通知します。

1 審査請求に係る文書の名称	
2 審査請求に係る開示決定等 (開示決定等の種類) <input type="checkbox"/> 開示決定 <input type="checkbox"/> 部分開示決定 (該当不開示条項) <input type="checkbox"/> 不開示決定 (該当不開示条項)	(1) 開示決定等の日付、記号番号 (2) 開示決定等をした者 (3) 決定の概要
3 審査請求	(1) 審査請求日 (2) 審査請求の趣旨
4 諮問日・諮問番号(*)	年 月 日・ 諮問 号

* 諮問番号は、情報公開・個人情報保護審査会が付す番号である。

<連絡先>

独立行政法人空港周辺整備機構情報公開窓口

総務課

〒812-0013

福岡市博多区博多駅東2丁目17-5

TEL092-472-4591

様式第15号(第14条第2項関係)

番 号
年 月 日

審査請求に係る決定通知書

(審査請求人) 様

独立行政法人空港周辺整備機構理事長

(あなた、貴社等)から 年 月 日付けで提起された審査請求については、下記のとおり決定しましたので、通知します。

記

1. 決定の内容
2. 審査請求に係る文書の名称
3. 審査請求の趣旨
4. 決定の理由

<連絡先>

独立行政法人空港周辺整備機構情報公開窓口
総務課

812-0013

福岡市博多区博多駅東2丁目17-5

TEL092-472-4591

文書の開示の実施方法等通知書

(審査請求人) 様

独立行政法人空港周辺整備機構理事長

年 月 日付け・文書番号の決定により変更された、年 月 日付け・文書番号の文書の開示決定について、下記のとおり、開示の実施方法等を通知します。

記

1 開示を実施する文書の名称:

2 開示の実施の方法等

(1) 開示の実施の方法等

文書の種類・数量等	開示の実施の方法	開示実施手数料の額 (算定基準)	文書全体について開示の実施を受けた場合の基本額

(2) 窓口における開示を実施することができる日時、場所

○日時: 年 月 日から 月 日まで(土・日・祝日を除く)の
9:30~11:45、13:00~16:45

○場所: 独立行政法人空港周辺整備機構情報公開窓口

総務課

〒812-0013

福岡市博多区博多駅東2丁目17-5

TEL092-472-4591

(3) 写しの送付を希望する場合の準備日数、郵送料(見込み額)

※同封の説明事項をお読みください。

開示実施手数料の減額(免除)申請書

独立行政法人空港周辺整備機構理事長 あて

氏名又は名称
住所又は居所
連絡先電話番号

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第17条第3項の規定に基づく開示実施手数料の減額(免除)について、下記のとおり申請します。

記

1. 開示決定のあった文書の名称等

2. 開示決定通知書の年月日及び文書番号

年 月 日
文書番号

3. 減額(免除)を求める額

4. 減額(免除)を求める理由

① 生活保護法(昭和25年法律第144号)第11条第1項に掲げる扶助を受けており、手数料を納付する資力がいないため。

② その他

(注)・①又は②のいずれかに○印を付してください。

・①に○を付した場合は、当該扶助を受けていることを証明する書面を添付してください。

・②に○を付した場合は、その理由を具体的に記載するとともに、その事実を証明する書面を添付してください。

様式第18号(第19条第3項関係)

番 号
年 月 日

開示実施手数料の減額(免除)決定通知書

(開示請求者) 様

独立行政法人空港周辺整備機構理事長

年 月 日付けで請求のありました開示実施手数料の減額(免除)申請について、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第17条第3項の規定に基づき、下記のとおり、減額(免除)することとしましたので通知します。

記

1. 対象となる文書の名称とその開示の実施方法
文書の名称:
開示の実施方法:
2. 開示実施手数料を減額(免除)する額

<連絡先>

独立行政法人空港周辺整備機構情報公開窓口
総務課

〒812-0013

福岡市博多区博多駅東2丁目17-5

TEL092-472-4591

開示実施手数料の減額(免除)について

(開示請求者) 様

独立行政法人空港周辺整備機構理事長

年 月 日付けの開示実施手数料の減額(免除)申請については、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律に規定する減額(免除)理由に該当しませんので通知します。

記

1. 対象となる文書の名称とその開示の実施方法

文書の名称:

開示の実施方法:

2. 減額(免除)を求める開示実施手数料の額

3. 減額(免除)が認められない理由等

(注1)

開示の実施を受ける場合には、開示実施手数料が必要です。

(注2)

この決定に不服がある場合は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、独立行政法人空港周辺整備機構理事長に対して審査請求をすることができます(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。)

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、独立行政法人空港周辺整備機構理事長を被告として、福岡地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、決定があったことを知った日から起算して6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には、処分の取消しを求める訴訟を提起することができなくなります。)

<連絡先>

独立行政法人空港周辺整備機構情報公開窓口

総務課

〒812-0013

福岡市博多区博多駅東2丁目17-5

TEL092-472-4591